改 正 前 改 正 後 (前 略) (附属教育研究施設) (附属教育研究施設) 第6条 経済学研究科に、次に掲げる附属の教育研 第6条 経済学研究科に、次に掲げる附属の教育研 究施設を置く。 究施設を置く。 プロジェクトセンター プロジェクトセンター 上海センター 東アジア経済研究センター 2 附属の教育研究施設に長を置き、経済学研究科 の教授又は准教授をもって充てる。 3 附属の教育研究施設の長の任期は、2年とし、 3 再任を妨げない。 4 附属の教育研究施設の長は、当該教育研究施設 4 (同 左) の業務をつかさどる。 (事務組織) (事務組織) 第7条 第7条 (内部組織) (略) (内部組織) 第8条 第8条 附則 附則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。 この規程は、平成16年4月1日から施行する。 2 プロジェクトセンター長は、第6条第2項の規 定にかかわらず、当分の間、研究科長が兼ねるも のとする。 (後 略) 附則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。